

令和4年度 第6回 上下水道事業審議会

日時 令和5年3月23日(木)13:30~14:30

場所 有田町役場本庁舎 第4・5会議室

参加者 委員名簿参照

事務局 上下水道課職員

傍聴者 なし

議事録概要

事務局 審議会成立報告

藤会長より挨拶

○ 議事

(1)前回の審議事項について

事務局 前回配布した農業集落排水事業経営戦略案について、ロードマップを一部修正している。それに伴い、資料1 前回の審議事項の5ページ、【③農業集落排水事業経営戦略(案)について】内、「経費回収率は令和13年度までに25.42%まで減少する」を「経費回収率は令和13年度までに24.39%まで減少する」に修正する。

前回の審議について、今回、審議委員より事前に質問があったのでお答えする。

質問内容は使用料金について。

汚水3事業の使用料金については現在統一料金としており、今回の改定もしないと審議したところである。

一方、経費回収率について、令和3年度公共下水道事業は約100%、浄化槽では55.6%、農業集落排水では33.6%となっているが、それぞれ100%を達成するには料金をいくらにしなければならないのか。また、3事業を合計し100%を達成するには料金をいくらにしなければならないのか、確認しておきたいとのことだった。

経費回収率=年間の使用料収入÷汚水処理費

汚水処理費=経常費用-(基準内繰入金+長期前受金)

農業集落排水事業経営戦略のロードマップ、(2)業績目標より

令和3年度使用料収入 汚水処理費 経費回収率

5,892千円 ÷ 17,538千円 = 33.6%

この33.6%を100%にするには使用料金をどの程度改定しなければならないか。

下水道使用料は10m³まで基本料金で現在1,700円(税抜)。今回は試算ということもあり、基本料金をどの程度改定するかで計算している。

農業集落排水事業集は使用料収入5,892千円を17,538千円まで上げれば経

費回収率 100%になるので、基本料金 1,700 円を約 8,600 円(約 5 倍)に改定すれば 100%になる。

同じように浄化槽は基本料金 4,500 円(約 2.6 倍)に改定する必要がある。

汚水 3 事業全体でみると基本料金 3,000 円(約 1.8 倍)に改定する必要がある。

※100 円未満四捨五入

委員 3 事業全体でみると基本料金 3,000 円にしなければならないとのことだが、現在、公共、浄化槽、農集の 3 事業の使用料を公平性の観点から統一している。今回は料金改定しないが今後 300 円でも 500 円でも 3 事業統一して改定することは可能か。

事務局 前回の審議会では基本料金を 800 円上げる提案をしていたが、社会情勢等を見て半分の 400 円を改定し、後の 400 円については 5 年毎の見直しで検討ということで現在に至る。今後も社会情勢等見ながら見直す必要が出てくると考えている。

委員 前回の審議会は何年だったか。

事務局 審議会は平成 23 年頃に、改定は平成 24 年に行った。一度町議会で継続審議になった。

委員 12 年くらいになるか。

事務局 改定してから 10 年になる。

委員 公共下水道はある程度布設工事が終わって、現在約 60%の加入率がこれから上昇するだろう。加入率が上昇すればもう少し使用料金が下がる、ということはないか。

事務局 加入率が上昇すれば使用料金は下げることが可能になる。

委員 希望的観測を言うが、加入率が上がれば 3,000 円まで上げなくてもいいようになるのではないか。

事務局 公共下水道は処理施設が一つしかない。維持管理費は決まっており、それを何人で払うかになるので、加入者が増えれば一人当たりの負担は減る。浄化槽は一つひとつの管理が必要なので増えれば増えるほど維持管理費が高くなる。浄化槽推進すればするほど維持管理費が高くなり、維持管理費を賄う為に必要な使用料金が増加する。

委員 今後 15 億円ほど施設の増設工事費として計画されているがそれは別計算でいいのか。

事務局 工事費は資本的支出であり、直接的には汚水処理費に入らない。管渠整備事業は今年度終了予定だが、今後処理場増設工事、機能強化に入る。処理場機械などが既に耐用年数を過ぎているので減価償却費が若干減少す

る傾向にあり、処理場増設工事後は増設工事分の減価償却を開始するので、一回減価償却費用が減少してから増加し、また管路の減価償却が終わるころに減少する。見るタイミングによって、必要な使用料は3,000円から若干増えたり、減ったりする。

(2) 諮問2「適正な下水道使用料のあり方及び、有田町污水事業の経営戦略の見直しについて」答申（案）について

藤会長 答申（案）については、たたき台として作成している。委員にはこの答申（案）について、確認、審議いただき、了承を得れば、答申書として町長に提出することとなる。

事務局 答申（案）読み上げ

藤会長 質問はないか。

委員 質問なし

藤会長 諮問2「適正な下水道使用料のあり方及び、有田町污水事業の経営戦略の見直しについて」答申（案）について、この答申（案）に了承の方の挙手を求める。

全員賛成で了承

(3) 「有田町の適正な水道料金及び下水道使用料のあり方について」答申書（案）について

事務局 当初、水道事業の答申（案）を提出した際「水道と下水道それぞれに提出したい。」と提案していたが、再度事務局内で検討した結果、諮問に合わせた方が良いということで、内容についてはそれぞれの内容で答申し、提出については鑑と表紙は一つの物とした答申書として提出したい。
また、料金改定の実施時期について、「令和6年4月以降」と記載しているが、曖昧さ回避の為に「以降」を抜くなどしたい。

藤会長 質問はないか。

委員 質問なし

藤会長 「有田町の適正な水道料金及び下水道使用料のあり方について」の答申書（案）について、この答申書（案）に了承の方の挙手を求める。

全員賛成で了承

藤会長 これを持って、今回町長より諮問された審議が全て終了し、答申書まで作成できた。今後、この答申書を町長に提出するが、提出日等について事務局より説明願う。

事務局 令和 5 年 3 月 29 日(水)午前中は町長が庁舎内にいる予定である。提出については可能であれば委員全員に参加していただきたいが、年度末で多忙だろうと思われるので、審議会長より提出していただきたいと考えている。提出日時は令和 5 年 3 月 29 日(水)午前 9 時、提出者は藤会長ということで提案したい。

藤会長 質問はないか。

委員 質問なし

(4)その他

事務局 答申書については町長へ提出後ホームページへ上げさせていただきたい。

答申書提出後は早ければ 6 月議会に条例改正として提出し、議会で改定率や改定日を審議し料金改定となる。

審議委員は任期が 2 年となっているので、任期中に再度上下水道事業について審議が必要になればまた招集される。

第 6 回審議会終了